

第59回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

令和3年3月24日（水）に「第59回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」が開催されました。

河川管理者から、今回の審議対象公園である「野洲川運動公園」「野洲川河川公園」「野洲川立入河川公園」の占用許可申請説明及び審査結果一覧の説明が行われ、委員による意見の提案・助言が行われました。



■開催日時：令和3年3月24日（水）9:15～12:00

■場所：ウォーターステーション琵琶

■参加者：委員4名、河川管理者4名、事務局5名、傍聴8名



第59回委員会審議

議事次第

1. 開会

2. 議事

- 1) 第57回委員会活動の整理事項
- 2) 審議対象公園の許可状況について
- 3) 野洲川中洲親水公園の許可に係る報告
- 4) 野洲川運動公園・野洲川立入河川公園・野洲川河川公園の更新申請に係る審議

- (1) 占用許可申請説明書の説明
- (2) 審査結果一覧表の説明
- (3) 更新申請に係る審議（意見の提案及び助言）

4. 委員会の今後のスケジュール

5. 一般傍聴者からの意見聴取

6. その他

7. 閉会

【配布資料】

- ・議事次第
- ・資料-1 第57回河川保全利用委員会議事骨子整理表
- ・資料-2 第57回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- ・資料-3 審議対象公園の許可状況について
- ・資料-4 野洲川中洲親水公園に係る占用許可更新の判断について
- ・占用許可申請説明書
(野洲川立入河川公園・野洲川運動公園・野洲川河川公園)
- ・資料-5 前回意見書（抜粋）
(野洲川立入河川公園・野洲川運動公園・野洲川河川公園)
- ・資料-6 占用許可申請説明書の対比一覧・河川管理者の見解・評価
(野洲川立入河川公園・野洲川運動公園・野洲川河川公園)
- ・資料-7 前回委員会（H27年度）における意見等
(野洲川立入河川公園・野洲川運動公園・野洲川河川公園)
- ・資料-8 審査結果一覧表
(野洲川立入河川公園・野洲川運動公園・野洲川河川公園)

■ 更新申請に係る審議

● 各委員からの主な意見

- ・老朽化したシェルターが撤去されているが、不要なものなのか。不要であるならば、もともと無くてもよい施設だったのか。
⇒近くに木陰があつたり、代替えのシェルターがあるものについては撤去している。必要なものについては撤去せずに補強している。
- ・過去の審議では、基本理念の観点から「代替地の確保、施設の縮小・廃止」等を求めていたが、今回は「基本理念に大きく離脱しない」ものとされ、大きく変更されている。
⇒手引き案の改定に伴い、このような見解としている。
- ・特定外来生物の駆除等の取り組みについて、河川管理者と占用者が連携して実施できているか。
⇒現状では、そのような取り組みは実施できていない。
- ・川の近くでの多様な利用について、今後も検討いただきたい。
⇒水辺にアクセスしやすいような樹木・土砂の管理を検討していただきたい。また、地域とも相談しながら利用のニーズなどを把握していただきたい。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、今後河川公園等でバーベキューを行う人が増える可能性がある。管理者としてどのように対応すべきか予め検討しておく必要がある。
- ・現状では外来生物等の繁茂による問題は見られないが、河川管理者、占用者が連携して繁茂しないように今後も取り組んでいくことが重要である。

今後の委員会開催予定

○ 第60回河川保全利用委員会

開催日時及び場所は未定のため、決定しましたら琵琶湖河川事務所ホームページにてご案内いたします。

■ 主な審議内容

「野洲川川田河川公園」に係る意見の提案・助言

※議事内容については進行の都合上、変更となる場合があります。